

令和6年3月定例会 代表質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「令和6年5月の市長選挙の出馬について」

○川田 裕 皆さん、改めておはようございます。

無所属の会を代表いたしまして、質問を行わせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、早速(1)番の令和6年5月の市長選挙の出馬についてをお聞きしたいと思います。

まずは、①番目の質問として、令和6年5月12日に告示が行われ、5月19日投開票日を迎える香芝市長選挙について、福岡市長の選挙への出馬意向についてをお伺いしたいと思います。

福岡市長は、令和2年5月24日に開票されました香芝市長選挙において、見事激戦を勝ち抜き、香芝市長にご就任をされました。そして、この4年間、失われた10年と指摘された低迷した香芝市政を復活させるべき、懸命に議会と歩調を合わせ、取り組んでこられたと思います。令和6年度の予算編成においても、過去最大となる事業費等を含めた予算を編成し、本会議にも提案されました。

そこで、この編成された予算を審議するに当たり、福岡市長の施政方針が初日本会議で示されましたが、それが次期任期においても引き続き香芝市政を担い、香芝市の諸課題に挑戦し、子供から高齢者まで安心して誰もが暮らしやすい香芝市を目指す決意を示している内容としか受け止めることができません。

香芝市議会は、来年度の予算編成を審議するに当たり、福岡市長の出馬に関し、その意向確認なしには審議などできるわけもなく、また市民の代表として出馬意向を確認する権利を有するものと言わざるを得ません。

そこで、福岡市長の市長の選挙への出馬について、端的にその意思を明確にお示しいたきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○市長 一般的には、選挙のある年というのが骨格予算とするところが多いとは思いますが。市政のよき循環、そして継続性を進めることが市民にとって何よりも望ましいと判断し、先送りできないものを当初予算として議会からご意見いただいたものを多数盛り込み、編成させていただいたところでございます。

お尋ねの件でございますが、市民、支援者などのご意見も伺い、しかるべきタイミングで発表するつもりではございましたが、再び私に市政運営をお任せいただけるかどうか、市民の皆様の信を問う決意を固めさせていただきました。ご質問ありがとうございます。

○川田 裕 ご答弁ありがとうございました。今の内容では、もう出馬を決意されたということでございますね。

先日のこの議案提出についていつも毎度行っています記者会見がございます。その席で、香芝市長は記者会見にてまた明らかにしたいというようなことをおっしゃっていました。そこで、疑義がありまして、我々は記者会見よりも、それはじゃあ市民代表として議員皆さんが新聞を見てそれを確認するのかと。これは、もう絶対あってはならないことだと思っておりました。

ただ、今記者会見よりも優先して、市議会議員、皆さんの前で決意表明をなされたということは、これは大いに評価ができるところであります。議会軽視にならず、本当にほっとしておりますので、そこは御礼を申し上げたいと思います。

また、次期市長選については、また引き続き市政を担えるように頑張って取り組んでいたきたいと、このように意見を申し上げておきます。

「令和6年度予算編成方針について」

○川田 裕 そして、(2)番目の質問なんですが、これが出馬表明がもしなされない場合の予算の係に、方針に、編成に関してお聞きしようと思っておりましたが、これで安心して予算審議も出席できて、そしてこの令和6年度、1年間におけるの審議も出馬意向がなされた以上、十分に可能だと考えておりますので、この(2)番目の質問は割愛をさせていただきたいと思います。

「王寺町事業系ゴミの無許可」

○川田 裕 次に、(3)番、王寺町事業系ごみの無許可搬入についてをお聞きいたします。

この件につきましては、前回の香芝・王寺環境施設組合議会におきまして、予算審議におきましてご質疑をさせていただいたものではございますが、廃掃法第7条第1項違反といひまして、それを業とする者に関しましては、その市町村、担当する公共団体から許可を受けなければならない、これが廃掃法で規定をされております。ところがこちらの調査をしたところ、王寺町ではもちろん収集、または運搬に関しての許可は出しているわけですが、香芝市において、積卸しですから、積む許可と下ろす許可が別の場所の場合に、両方の許可を要するということで、これは県にも確認が取られております。その内容からいきますと、これはずっとこれ無許可で搬入をされているということになるわけですが、そこでお聞きします。

この無許可の期間ですね。弊職の調査では、美濃園操業以来、王寺町の事業者が無許可でごみを搬入してると思慮しますが、その解釈で間違いはないかを、見解をお答えいただきたいと思います。

○市民環境部長 お答えいたします。

香芝・王寺環境施設組合にも確認いたしましたところ、操業を開始しました昭和57年以降、いわゆる廃掃法第7条第1項の規定による本市の許可を受けずに業を行っていたものと認識してございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

では、ごみの下ろしの許可、積卸しの下ろしの許可、これに対する罰則がこれでございます。廃掃法第7条第1項の違反に対する罰則は、廃掃法第25条第1項第1号に5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金と規定されておりますが、王寺町の事業者にはこの規定に対し、これを抵触してくることになるのか、また法理解釈を示していただきたいと思います。

また、無許可下ろしに対しまして、刑事訴訟法第230条の規定による、これ告訴権を有するものと思います。告発ももちろんできます、誰でもできますが、その告訴権を有するのこれ誰なのかということも併せてお伺いしたいと思います。

○市民環境部長 まず、おっしゃる罰則のほうでございますけれども、廃掃法の第7条第1項の許可を受けずに運搬していることになっておりますので、抵触するものと思慮いたしますけれども、適用関係につきましては、これは検察等が判断することになるんじゃないかと考えてございます。

あと、告訴とか告発というところでございますけれども、そもそも廃掃法の規定により、王寺町による許可を受けて業を行っておられますので、違反行為に対して指導監督権、また廃掃法、法律上の許可の停止であったり、取消権というのを持っておられるのは王寺町さんですので、まずもって王寺町さんが対応すべきものと思慮いたします。

○川田 裕 ということは、この罰則に対して告発、告訴はちょっと置いときまして、王寺町が積卸し、下ろしはないんですけども、積む、収集、または運搬の許可を出しているわけですね。王寺町の規則を拝見しますと、そういった批判があった場合には取消しもこれ可能であるというようなことが確認をできております。

先ほど、先ほどというか本日ですか、組合のほうにも確認をさせていただきまして、これ違法によって搬入されているわけですから、それに対して何ら措置を取らないということは、これないと思いますので、だからそのあたりをちょっと確認したところ、今部長のご答弁と同じように、王寺町に確認を取る方針であるというような回答も得ております。

それから考えますと、香芝市の今度対応になるんですけど、これ以前、事業系のごみにつきましてはかなり議論も多くありまして、議会の中でもありました。それ記憶があるわけですが、これはもう今現状の業者、これはもちろん人口が今後減少していくという仮定の下で考えられているわけですが、これ以上の事業系の許可を与えるということになれば、飽和状態に陥るということから、新規事業者に対する許可は行わないと、こういった説明を聞いた記憶がございましたので、改めて香芝市の方針をお示しいただきたいと思います。

○市民環境部長 議員おっしゃりますように、本市におきましては廃掃法の第7条の許可につきましては、十数年前よりも原則新規許可を出さない方針を明示しております。現在、

その趣旨を組織的にも引き継ぐために、内部規定として一般廃棄物収集運搬業の新規許可に係る取扱基準、こういうものを策定しておりまして、現状でも新規業者に対する許可は原則出さない方針に変わりはありません。

○川田 裕 ありがとうございます。もう新しい許可は出さないということですね。

これは、当然あるんですが、これ最初のところでも触れましたが、これずっと無許可で搬入されているわけです。これが事実であると思うんですけども、そうなれば見る側から見たらこれ悪質であるというふうにも鑑みることができるわけであります。

そこで、香芝市にこれ許可もどうのこうの、これは王寺町さんも一緒でしょう、廃掃法第7条第1項に係る欠格事項とか、そういったものは設けられているんですか。どのようなものがあるのか、お答えいただきたいと思います。

○市民環境部長 欠格事項というところでございますけど、廃掃法第7条に違反してる業者に対しまして、一般論ですけれども、廃掃法第7条による新たな許可を出すということも通常考えられないということでございますが、お聞きの欠格事項ですが、同じ廃掃法の第7条第5項のほうに欠格事項が複数項目定められてございます。このうち第5項の第4号に今回違反について許可をしてはいけないとする事由に該当する可能性があるものがあるんじゃないかなということは思慮しているところでございます。

○川田 裕 そうですね。廃掃法の第5項にはそのようなものが列挙されております。

これ鑑みますと、香芝市ではたくさん事業系のごみの業者がいるわけですから、許可を得た業者がいるわけですから、そちらに移すという方法も一つあるかもしれません。ただ、心配してますのが王寺町さんの事業系のごみというのは、これはご商売をなさったりとかしてる以上、これは絶対に出さなければならないものであり、多大なご迷惑をかけるということになれば、これは心配をするところであります。王寺町でご商売をなされている事業系の皆さんは、何の罪もないわけでありますから、そこで最後に廃掃法第7条第1項の違反に対する是正方法についてお聞きしたいと思います。

この第1項の許可を出せないとすれば、先ほどの方針からいけば出せないとすれば、廃掃法違反について適法に是正するためには、王寺町、これが自ら事業を行うと。本人が行うものでありますから、これは許可を要する必要がないわけですね。そのまま美濃園に持ち込めば、これで事足りるわけであります。それか、香芝施設への運搬を王寺町が業者に委託して、他の施設に、民間でもやってるところがありますから、そちらに運び込むかというような方法しかない、こう考えられるわけですが、それは香芝市の見解はいかがですか。

○市民環境部長 議員おっしゃるとおり、私もそのように考えてございます。

○川田 裕 そのあたり、王寺町さんの意思も確認いただきながら、そのあたりを厳格に進めていただきたいのと、このようにお願いを申し上げて、この質問については終わります。

「香芝市定員管理計画について」

○川田 裕 次に、(4)番の香芝市定員管理計画についてをお聞きいたします。

香芝市におきましては、12市の中で一番行政職員、いわゆる一般職、この方たちが一番不足をしているということで、過去の答弁でもこれはお聞きしております。行政実情、これを考えた場合、行政需要というのはどんどんどんどんこれ今高まっているわけですね。いろいろなものの要望も増え、要請も増え、あれもやらねけりゃいけない、これもやらねけりゃいけない。言う側は好き放題言ってるわけですけども、だけどそれを行う側の立場に立って考えてみた場合、やはり行政組織もままならない状態の中で、安請け合いして、そういったことができるはずがないと。

国の総務省のそういう算出根拠、需要額の算出根拠を考えた場合、そこまでのものをいっばい、あれもこれも入っているわけではありませんで、やる場合には標準財政規模から考えれば、そこには限界があるだろうと、このように鑑みます。

そこで、お聞きしたいのは、これ定員が圧迫してる原因っていうのは前にもご審議させていただきましたが、香芝市の場合は他市に比べまして公立の保育所があまりにも多いので、それで保育士さんがどうしても抱えなければいけないということから、それで定数枠、定員、これの中でしか運用できませんから、そこでその割合が大きく来ることによって一般職の圧迫が強くなってきたと。これが過去の経緯になると思います。

そのご指摘に関しては、これは10年前のところで、それはもう分かっていたわけでありまして、何度も何度もこれも行政職員さんから、これからの行政需要を考えた場合、本当にこの体制ではもうできないんだという声も多くありました。そこで、計画を立てなければいけないということで、いわゆる重点施策のところにも、保育所の民営化計画、これの段取りも書いていただいた記憶があります。にもかかわらず、これ失われた10年、この過去、何ら手がつけられていないわけですよ。そういうことですよ、そこは争いがないと思うんですが。だけど、このまま行きましたら、これ行政は絶対立ち行かないですよ。

今回も営繕課がなくなるんですよ。その原因は、考えた場合、ちょっとお休みになられた場合だったらもう人がいないわけで、そこまでひどい状態に今陥ってるわけですよ。営繕課をなくして、今度都市創造部に吸収されるんですか、これ、まだどうなるか分かりませんが。そこまでひどい状態に今置いていると。

そこで、確認したいのが香芝市の定員管理計画、この経緯なんです。

過去の議会でも審議してきたとおり、検討状況が全然不明でありまして、どんな検討をされてきたのか。香芝市長は、なぜこれこの4年間、事務執行をやってこられて、なぜ放置されていたのかとか、それでいろんなチェックをしたいところがありますが、まずその点から明確にお答えをいただきたいと思います。

○企画部長 お答えいたします。

今ご指摘の定員適正化基本方針でございますけれども、平成21年度にこれを定めまして、平成30年度までの10年間の定員計画を策定しておりましたけれども、それ以降、新たな方針、計画は定められてないというのが現状でございます。

○川田 裕 じゃあ、通告書にも書いてますけれども、中・長期定員管理計画の未策定理由。今その以降は策定されてないんだというご答弁をいただいたわけですが、これは未策定で来てるという、その理由って一体何なんですか。だって、答えは分かっているわけでしょ、全部。検証もされて、数値も出されて、採る方法がないからいろんな方法を考えた上で、そういった指針、また方針が決められてたわけでありまして、それを放置するというのは、これは考えられない話なんですけど、どうしてそれが未策定のまま放置されていたのか、その理由をお答えください。

○企画部長 お答えいたします。

翌年度の採用をどうするかという考えに、短期的な考えに追われておりまして、中・長期的な定員計画を早期に策定しなければならないという危機感が不足していた、それで先送りされてきたというのが実際のところございまして、これは大いに反省すべきところであるというふうに感じてございます。

○川田 裕 いや。これ、でもあれだけ議会でも審議したじゃないですか、10年ぐらい前から。そのときにはやりますと答弁しているわけですよ、重点施策にも書いてるわけですよ。これ職務怠慢としか思えないんですけどね。これ重要なことでありまして、他市でも今技師が足りないとか、例えば今福祉関係なんかの力も入れてる首長さんもいらっしゃいますので、そういった専門職を、不足しているのを補いたいんだとか、他の市の首長さんとお話をしていますと、そういうお話をよく聞きます。

だから、人がなければ事務もできないわけでありまして、これは大失態につながってるんじゃないかと、このように思うわけですが、もう一度改めて、なぜつくなかったのか。そのなぜを言ってください。

○企画部長 これは、重ねて申し上げるようですけども、それを早期に策定しなければならないという危機感が全く不足していた、それが主な原因であるというふうに考えてございます。

○川田 裕 いや。不足してたって、そんな済む話ではないと思うんですね。だって、これその1年で、今年に大型の予算を仮につけて、じゃあ来年度から直るんだって、そんな問題じゃないじゃないですか。そうでしょ。

以前もちょっとご指摘させていただきましたが、年齢によっては凸凹が、平準化されていない部分もありましたので、中途採用っていいですか、社会人枠の募集も行っていただいて、それも是正に一步進んでるわけじゃないですか。それを今度、全体的なものも考えずに枝葉だけを取り扱ってやっていくというのは、どうなん、これ、市長どう思います。これは、根幹のことなんですよ。前市長がこれをやってなかった、ほごにされたと、計画を。僕は、ここが原因だと思うんですけど、これ4年間やってるんだったら、至急にでも取り組まなければいけない問題であつたのではないかなと、こう思うわけですが、そこは市長の見解はいかがですか。

○市長 議員おっしゃるとおり、この問題に関しまして、私が市長になってから、多分議会

の中で幾度となく指摘されて、私も人事部のほうにこれどうなってるのと、今後の計画はどうなってるのかということは尋ねさせていただきました、計画はできてるのかと。その段階で、いや、まだできてませんというふうな答えでした。そのときに、私がもっと強く、いや、もっと強くやっていかなければならないということをもっと強く指導していればよかったんですが、それは私の指導力の甘さだと思います。

ただ、やっていかなければならないという認識は持っていたことは事実でございます。議会の中で幾度となくおっしゃられていただいて、私もそれを知り、ならやらなければならないというふうなことは思っていました。

○川田 裕 今後、進めていただかなければいけない重要な問題だと思います。

最後に、これ通告している③番ですけれども、今後の定員管理計画の重要性についてお聞きします。

香芝市における定員管理計画の必要性、これを思慮した場合、現在の行政需要に整合するものでありますけど、香芝市の行政組織論からこれ見ましたら、住民に対する行政サービスの根幹として言えるものがこれありまして、香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編に関する基本方針、これがもう既に策定されておりますよね。公表もされてますよね。にもかかわらず、そのついでとなる定員管理計画の未策定というのは、理解ができるところではないんですね。これ吉本新喜劇でやってるのかと、そんな感覚ですよ。それで、今後の香芝市の定員管理計画の重要性と、その考え方をここで示してください。

○企画部長 議員ご指摘のように、現在の行政需要に応えるためには、やはりしっかりとした職員が必要であるという認識は、十分今持ったところでございまして、幼・保再編の方針のこの進捗もしっかりと踏まえながら、速やかにこの定員管理計画を定めてまいりたいというふうに考えてございます。

○川田 裕 定めるといことですね。それは、いつまでに定めるわけですか。

○企画部長 なかなか今直ちに明言は難しいところではございますけれども、今の思いといたしましては、来年度早期にはこの定員計画を定めたいというふうに考えてございます。

○川田 裕 そこは、よろしくお願いします。

もう一点、補足として意見を申し上げておきたいんですが、今行政需要、突然市民はこんなサービスがあったらいいよとかあんなサービスがあったらいいよと、こういったご意見をいただくわけですね。だけど、今も言いましたように、限られたパイの中で、財源の中で、人員の中でこれをやってるわけですよ。だから、それはおのずとして、どんな能力者であってもできないことはできないわけでありまして、そして事務の効率化ということも当然必要ですし、適正化もさらに重要でありますから、あまりに無謀な意見というのは断る勇気も持つべきであると、こう思うわけですよ。だけど、何でも、はいはい、検討します、これも検討します、あれも検討します。じゃあ、その方は財源を出してくれるんですかという考え方にもなるわけです。

租税論からいきましたら、そういった平等性とか公正性とか、そういった論理っていうの

は、既にもう長年の蓄積によって固められているわけでありますから、我々議員としては、その理由も鑑みて意見を申していかなければいけないなど、このように考えて、非常に重要なことだと思います。そこは、行政と争いのない部分だと思いますので、そこは的確に今後、我々は議決者であります、あなたたちは執行者なんです。だから、議員が執行部門に介入するということは、これありませんけど、だからそこはそういった認識を持って取り組んでいただきたいと思います、その点、いかがですか。

○企画部長 いたずらに市民、行政需要ということで安請け合いするようなことは決してないように、その事務の効率化や有効性を見定めながら、私どもも優先順位をつけて業務に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○川田 裕 そこは、計画性を持ってよろしく願いしたいなどお願いを申し上げておきます。この質問は、これで終わります。

「産後ケア事業等の調査について」

○川田 裕 では、(5)番の産後ケア事業等の調査についてをお聞きします。

これは、令和6年1月25日に産後ケア事業における秘密の漏示等の疑いに関する質問主意書に対する回答、これが香芝市の香、保健センターの保、センターのセ、第1062号で回答をいただきました。この後、文書質問と申させていただきますが、その文書質問回答では、秘密の漏示は看過できない重大な事項の旨の回答が行われました。また、香芝市は秘密漏示の疑義に対して調査等、これ行うという、そのような回答もいただいていたわけであります。それについてお聞きしていきます。

また、香芝市が委託する子育て支援事業の調査、これも行われているのでお聞きします。

あとは最後に、保健指導の概念等、今後の方針等について、これは非常に重要であります。保健指導の権限を持たない者の関与は、参与も入れときます、関与、参与は間違った概念を拡散するおそれもある、法令等に遵守し、厳格に対応していく必要があると、これは思慮しているわけであります。この意見に対して、香芝市は争いもないし、そごもないわけですが、具体的今後の取組とか委託業者、守秘義務等、それらに対する指導助言なども含んで方針を示していただくために今回の質問を行っております。

まず、通告書の①番、助産師の秘密漏示の調査結果等ですね。

これは、今日お配りさせていただいております回答書の中に全て行政からの回答が書かれておりますので、それを参照いただきたいんですが、その確認等の調査結果及び秘密漏示の疑義の発生の原因の周知について香芝市の見解をお伺いします。

○健康部長 文書質問をいただきました秘密漏示に対する確認につきましては、委託しております事業所に対しまして、従事する助産師に事実確認を取っていただきましたところ、秘密漏示の事実はないとの回答をいただいております。

各事業所につきましては、確認調査を実施することによりまして、秘密漏示に係る重要性

について指導をさせていただいたところでございます。

また、専門職の守秘義務につきましては、刑法や保健師助産師看護師法にも規定されております。また、契約書の中におきましても秘密の保持、個人情報の保護に関する条項を設けてもでございます。秘密漏示の疑義が持たれるようなことがないように、今後も法令遵守をしていただくとともに、秘密漏示があった場合には契約の解除などの厳正な対応についても必要であるというふうには考えております。

○川田 裕 ということは、これそういう事実はなかったということですね。それでよろしいんですね。

○健康部長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○川田 裕 じゃあ続いて、②番をお聞きします。

これは、子育て支援事業者等への調査結果等も併せてお聞きするというところでございますが、これも私個人でもいろんな今調査をして、いろんなことが分かってきてるんですが、まず行政側も調査をすると。行政事務に関して、執行事務に関して私は関わりはしませんので、保護者とか、そういった市民からの意見聴取ということではありますが、まずその確認等をやっていただいておりますので、これも同じように発生の原因と周知及び保健指導に関わる有無について見解を示されたいと。

保健指導というのは、補助看法にも規定されてますが、こういった規定された健康指導という事務は、限られた人間の専門職への事務を与えてる、許可は与えてるわけでありまして、それ以外の者がそれを行ってはいけません、これ罰則までありますんで。その辺の旨も踏まえて回答をお願いしたいと思います。

○福祉部長 地域子育て支援拠点つどいの広場、スタッフを含む子育て支援者に状況の確認を行いました。産後ケア事業が制度としてあると紹介したことがある者は、全体の約55%でございましたが、申請すれば誰でも利用できると勧めた者はおりませんでした。

また、調査の中で約18%の人が申請しても断られるらしい、利用が難しいらしいと誤った認識で利用者に話したことがあるという状況を確認いたしました。申請しても断られるというような誤った認識を流布することは問題であると考えてございます。

今後、保健センターでは相談者の現状を伺った上で適切な事業、そしてサービスを案内しているということ、そして資格を持たない者がそういうような指導はできないということを改めて子育て支援者にしっかりと周知徹底してまいりたいと考えてございます。

○川田 裕 では、この②番の質問でもそういった質問はなかったと、こういうことで認識でよろしいですね。

○福祉部長 はい。そのようで、はい、結構でございます。

○川田 裕 あわせて、関連で聞かせていただきたいんですが、保健センターの職員さん、保健師さんたちが非常に強い苦情を受けて、精神的に非常にダメージを受けていたということは回答でも答えられてたわけですけどね。これに関して、今現在この文書質問を發し、そして各調査に入っていただき、いろいろこうご尽力いただいとると思うんですが、その

後の苦情状況というのはどうなんですか。そこをお答えいただきたいと思います。

○健康部長 その後につきましては、特に私のほうにも報告はございません。

○川田 裕 ということは、現在ではもう苦情がないと、全くないことはないと思うんですが、おおむねないと、こういう理解でよろしいですか。

○健康部長 はい。お見込みのとおりでございます。

○川田 裕 何か悲しくなってきますよね、こういう現実ね、調べないけない。多大なお手数をおかけしましたけれども、そこは御礼を申し上げておきます。

そして、最後③番、保健指導の概念と今後の方針ということで、ここは重要な事項でありますので端的にお聞きしていきます。

これ文書質問でも回答をいただいてますが、保健指導の概念、これ歪曲されますと、地域保健福祉法、それが大本な基本法的なものになっておりまして、それいろんな市町村、公共団体というのはそういった関係の事務をやってますんで、1点に限ってというんじゃないで、それを総合的に利用して適切にサービスの配分を行っていくと、これが基本的な考え方ですよ。これは、母子健康法第17条第3項にもそれ書かれているわけですね。繰り返し書かれてるということは、強調されてるわけですよ、立法的にはね。

だから、それから鑑みますと、一度ゆがめられたものっていうのはなかなか元に戻すのは大変な労力が要りまして、逆に香芝市は受入れ体制はどうなってるんだとか、そんなこと言われる筋合いはないと思うんですが、安全性も必要ですからね。それもありますから、だからそこは適正に保健指導っていうのはやっていくと。これは、以前、この法律ができた以降から、それは引き継がれてきたものでありまして、非常に重要なものであります。私もそういった履修関係をやってますので、そこは一番に習うところでありましてね。だから、そこは重要にしていきたいわけでありまして。

そこで、香芝市において保健指導に誤った概念が広がって、保健指導を行う職員さん、先ほども、今は現在ないって言いますが、一時的に精神的に負担が増大しているという回答も得ているわけでありましたから、これは行政事務執行の妨害にも当たるんじゃないかと、こういうふうにも考えております。

また、過去、産後ケアの委託を受ける、これは他市ですけど、赤ちゃんが生後2か月の乳児が死亡されるという事件もありましたので、安全性の確保っていうのは、これは重要視されているわけですよ。何でもかんでも申請があったから、次々次々送り込めと、そんな事業ではこれございません。これは、厚生労働省にも確認を取りました。だから、そういった無理な運営は事故の発生確率を高めますので、安全対策とこの過剰な負担に対する香芝市の保健指導に対する概念と今後の厳格な方針、これをまず示していただきたいなと思います。

○健康部長 母子保健におけます保健指導につきましては、対象者の心身の状態や家族背景などを把握いたしまして、対象者にとってより最適な支援を提案することによりまして自ら課題を解決できるよう実施していくものというふうには考えております。

今後につきましても、保健指導に対する概念の歪曲により産後ケア事業の運営に支障を

来することがないよう、法の規定を遵守しながら、必要な支援につなげる保健指導を実施してまいりたいというふうには考えております。

○川田 裕 よろしく申し上げます。私も孫もいてますので、保健センターに行ったりとかして、行ってるわけですけども、皆さん行政を信じてきてますので、チラシとか、ああいったものに関してはもう一回見直してください。明確に書くべきところは書いて、誤解のない周知をやっていくという必要は絶対ありますし、ホームページにおいても同じです。そして、保健指導に権限を持っておられる方を除いて、他の方の関与ってというのはやっていただくべきではない、今回の反省点も含めて。間違っただけものがどんどん広がっていけば、取り返しのつかないことになりますので、そこは保健指導というのは法律で規定され、唯一の人間がやることができると、こうなっているわけですから、そこは徹底してやっていただきたい、お願いをしておきたいですが、いかがですか。

○健康部長 今回の件を教訓に生かしまして、しっかりと法を遵守して厳正に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○川田 裕 では、お願いします。

そして、最後に(6)番、前市長の違法ポスター撤去の代執行に係る経費徴収及び事前活動についてをお聞きさせていただきたいと思います。

質問主意書では、令和6年2月20日に報道機関から「香芝市前市長ポスター撤去」という見出しの下で記事が掲載されておりました。その内容を確認したところ、前市長の政治活動用ポスターが公職選挙法違反に当たるとして、個人ポスターなど計26枚を行政代執行により撤去された旨が掲載されました。その行政代執行に至る経緯と事実を示していただきたいと。

そして、代執行をやったことというのは、これは過去香芝市ではそういった事例があったのかどうか、それも併せてお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新聞報道にもございますとおり、前市長の単独の写真が掲載された政治活動用ポスター及び2人が弁士となり、その1人が前市長である2連の政治活動用ポスターが掲示の禁止期間、これは令和5年12月3日から令和6年5月19日に当たります、その禁止期間におきましても掲示されていることを確認いたしました。選挙管理委員会としては、内容からどちらのポスターも公職選挙法に違反すると判断し、直ちに撤去する命令をポスターの掲示責任者等に発出いたしました。ポスターには、掲示責任者の記載義務が定められておりますが、一部のポスターにおいてその記載がなかったため、ポスターに顔写真が掲載されているご本人に対しまして当該撤去命令を発出しております。

しかし、命令という処分に応じなかったため、行政代執行法に基づく手続により、さらに一定の猶予期間を定めて撤去すべき戒告をいたしました。それにもかかわらず違反者自らが違反ポスターを撤去されなかったため、最終的に選挙管理委員会が代わって違反ポスターを撤去することとなったものでございます。

そして、過去にそういった行政代執行法に基づく代執行が行われたかというご質問に對しましては、今までそのようなことは行われておりません。

○川田 裕 ということは、香芝市ではこれは初めての代執行、この選挙違反に関してのという前代未聞の代執行が行われたということですね。

今ご報告をお聞きしている中で若干確認をしたいところがあるわけですが、これ市民の方からちょっと聞いたところ、命令は出しておられたとおっしゃってましたけど、撤去命令ですね。命令だから普通は従うんですが、ところがその命令が出された後、さらにそのポスターの数が増えていたんじゃないかと、このようなことが市民の方から声が届いてるんですよ。それって事実なんですか。命令が出されているのにもかかわらず、さらにまた違法ポスターを増やしてるんだということになれば、これは大問題だと思うんですが。だって、選挙っていうのは公正公平なもので行わなければならないのが大前提でありますから、そういうことはありますか。そういった事実があったのかどうか、それをご回答いただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます、一番最初に命令を発したのが令和5年12月22日付で発出させていただいております。この対象は、個人の単独の政治活動用ポスターでございましたが、それ以降におきましてもそういった単独のポスターも掲出されておりますし、またその一部が2連の政治活動用ポスター、こちらも撤去命令の対象にはなっておりますが、そういったものに変えられたという事実がございます。

○川田 裕 それに対しての評価は市民がされるんでしょうが、命令の後に戒告書まで出たという今ご報告でしたので、ちょっと信じられないような事件でありますね、これ。

それに関して、代執行法というのがございますから、これそれを職員さんが時間中にわざわざそのものために動かなければならない。当然に費用もかかってくる、経費もかかると、これは当たり前の話であります。この代執行経費徴収の法理説明及び経費額の請求予定、金額は今出せるかどうか分かりませんが、その予定ですね。今後、どういう段取りで請求をやっていくのかと。

これは、代執行法にも書かれてます。代執行法の第5条ですね、「代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない」これも命令になるわけであります。そのことにつきまして、どういう予定で今後考えておられるのか、ちょっとお示しいただきたいなと思います。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

行政代執行に要した費用につきましては、代執行を行う一連の行為に係る経費のうち、法令等の定めにより、行政が自ら行うことが義務づけられている費用を除いたものと考えております。今回対象となる費用は、職員による違反ポスターの撤去に係る当該職員の人件費及びそれに付随する経費、すなわち代執行を実施するに当たっての調査に要した人件費や

車のガソリン代が当該徴収すべき経費の対象になるかと考えております。具体的な金額につきましては、現在精査中でございまして、金額の確定後は速やかに請求を行い、納期限は請求した日から20日を考えております。

○川田 裕 そこは、肅々とやってください。

これ代執行しまして、これ請求していくわけですが、よく代執行をやった場合、それは意と違う形で外されたんだとか、ポスターは別としても行政代執行の工事とかもありますから、だからそういったものに関してはよく裁判になっていくというケースとかもあるわけですよ。それに関しまして、今回の分に関してはしれた経費だと思いますが、いわゆるそれをお支払いになったということになれば、命令に応じてお支払いになったということになれば、代執行の根拠から全て認めた、こういうふうな解釈になるわけですがけれども、それはその解釈でよろしいですね。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

それは、予定どおりやられるので、よろしくお願いしておきたいなと思います。

最後に、これ③番ですね。違法政治活動用ポスターは、選挙の事前活動に該当するののかということでお聞きをいたします。

選挙への立候補者は、選挙の事前活動等の規制が公職選挙法で規定されております。候補者とみなし、または行政代執行を行った事実からしましたら、公職選挙法で規定される選挙の事前活動とこれ判断されたことになると思うわけですね。現在では、これはまだ未知であります、その者が選挙に立候補した場合、行政代執行による理由から公職選挙法違反として、これ既遂になると思慮するわけですが、香芝市選挙管理委員会の見解をお聞きしたい。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

今回のような違反ポスターの掲示に対する事実認定や調査の権限につきましては、法が限定的ではございますが、選挙管理委員会に付与してございます。

議員ご質問の件につきましては、お見込みのとおりと考えてございまして、本市選挙管理委員会から違反ポスターに対する是正の命令に従わない違反行為は、令和6年5月12日の告示日に立候補の届出がなされ、届出が受理されたときに確定すると考えております。したがって、最終的な判断は警察当局の判断になりますが、当該犯罪事実につきまして、犯罪構成要件を充足する証拠物を基に選挙管理委員会からの命令に従わなかったものとして罰せられる可能性が極めて高いものと考えております。

○川田 裕 そういうことになりますよね。一般、普通にこれ読めばそういうことになるし、過去の事例もそうです。以前にも、前回の衆議院議員選挙においても、あれは事前の投票依頼みたいな手紙を送ったということで、最高裁まで行きました、棄却になって確定しましたですね。国会議員がそのために辞職をされた、こういうこともあります。ああいった事例もこれありますのでね。今までだったらなかなかなかったのかもしれませんが、最近の検

察の動きもそういった厳格になってきてると、こう解釈してるわけです。今回の場合も証拠が確定しているわけでありますので、これはちょっと弁解の余地がないんじゃないかなと、このように我々は見ております。

なぜこういうことを言うかという、公正公平な選挙っていうのは、これは民主主義の根幹でありまして、絶対にこれは、ここまでだったら大丈夫だろうとか、この違法だったら大丈夫なんだ、そんなことを許したらいつまでたっても公正な選挙はできません。

そこで、政治活動っていうのも含めましたら、なかなか複雑な法律等もこれございますから、一概に個別的理由についてどうのこうの言えるもんじゃないんですが、本来我々も政治活動をするときは、政治団体を立ち上げて、それで規約の提出も県選管に求められます。それを提出する。そして、一切のいかなる政治活動にかかった資金も、年1回の収支報告で全て報告をしなければならないんですよ。それ以外はできないんですよ。だから、それ以外に公選法の大枠の枠で、もう少し概念の広い枠で見ても、それは一部本当に許されたものの規定はありますが、それ以外はほぼ違法とされるということから考えますと、非常に公正な選挙のため、現在の法整備というものにおいては、非常に厳格に立法されているのかなという印象を持っております。

そこで、選管に聞きたいんですが、政治団体、政治活動において、この方は政治資金団体、それに市長となろうとする者ということで、それが原因の一つになっているわけですが、これはほかのことにいっても、政治団体もあれば、その他団体ももちろんございますから、その感覚で聞きたいのが、そういったいろんなものの政治活動をした場合、それにかかった費用というのは一切合財政治資金規正法に基づく収支報告書の提出、これは義務づけられておりますので、それを行わない場合は違法と、こういう概念でよろしいかと思うんですが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長 はい。議員お見込みのとおりと考えるます。

○川田 裕 ありがとうございます。

我々も、これから市長も市長選挙ということで、いろいろ街頭で活動をなされたりとか、そういうことをされていきますが、そこは選挙違反がないように、公職選挙法違反ですか、これも抵触されないように慎重にそこは取り組んでいただきたいなと、このように思います。

最後になりますが、厳正な香芝市ということでこれ振り返りますと、福岡市長のこの4年間、私ら来たのは3年前であります、厳しいこともかなり言ったこともありますし、それに応じていろんな協議をしたこともございます。しかし、一つだけはっきり申し上げたいのは、この3年間で大きく、大きく香芝市市政は変わったと、このことははっきりと我々議会からも申し上げれることだと思います。

やはり意味不明な緊縮財政という下で、昨日も真美ヶ丘保育所に行ってきましたが、驚くような汚さのトイレとか、あれが今現在改修されて、きれいになってきました。保育士さんも非常に笑顔で喜んで、ただ工事が入りますと大変なご苦勞もかけておりますので、保育士

さんたちの皆さんのお力による協力もあったものかと、このように思っております。

大きく前進する、意味不明な行政法、または租税論、そういったものを、進んできた過去を捨てて、今現在新たな香芝市になろうとして改革を一緒に進んでいるということのまず認識を申し上げまして、私の代表質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。